

徳島県告示第三百二十五号

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）第二十三条の十八第一項の規定に基づき、自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器の取扱者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

所在地	名称	指定年月日
徳島市応神町応神産業団地一番地四	一般社団法人全国軽自動車協会連合会徳島事務所	令和二年四月一日